

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成30年 8 月20日（月） 10:30～11:02

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

井村 久行 大津市副市長

中野 博之 大津市政策統括監

玉井 義文 大津市未来まちづくり部長

菅原 弘一 大津市健康保険部長

#### <事務局>

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 国家戦略特区等提案について

3 閉会

---

○蓮井参事官 おはようございます。それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催させていただきたいと思います。

1 コマ目でございますけれども、大津市からの国家戦略特区の御提案でございます。これにつきましては、平成30年 2 月28日にヒアリングをしたものでございまして、その際の御指摘を踏まえて、さらに追加的に御説明いただくということでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○井村副市長 大津市の副市長の井村でございます。本日は市長の越が公務のため、代役で説明をさせていただきます。

2月末に最初のヒアリングで御説明をさせていただいたときに、市長から大きく方向性として二つのお話をさせていただきまして、一つは、大津市はインバウンドの観光に力を入れていく中で、色々なテクノロジーを積極的に展開していくということ、また、人口減少を迎えていく中で、シェアリングエコノミーというのを大津市は積極的に多分野について進めておりますけれども、そういった中での御提案。

ポイントの二つ目としまして、人材不足等の中で外国人の活用ということで色々と在留資格ですとか、政府の動きもございますけれども、そういった御提案をさせていただきまして、非常に幅広く総花的に御提案をさせていただいたということもございますし、今回のヒアリングはさらにポイントを絞りまして、先般の討議を踏まえて順番等も変えて、改めて御説明をさせていただきたいと思います。

表題に絞ったところでございますけれども、地域密着特別養護老人ホームの提案、二つ目、三つ目は交通関係の取組、四つ目はその他として、その後の大津市の状況等を簡単に御報告させていただくというものでございます。

めくっていただきまして、1ページ目、地域密着特別養護老人ホームに関しまして、非常に小規模なものを展開させることができないかということでございます。そういった中で、先般のヒアリングのやりとりでもありましたが、設置主体につきまして、社会福祉法人に医療法人を追加するという方法ができないか。これによりまして、施設の行動の拡大と言いましょうか、複数を非常にきめ細かく回る、そういった医療連携の充実が図れるのではないかというのが一つ目。

もう一つは、地域密着型は現行でもございますけれども、それをさらに細分化して小規模型のサテライト、小規模サテライト型、こういったものを新設するに当たりまして、入所の対象、人員、設備基準等を非常に小規模なものにもできるように緩和できないかということでございます。これによりまして、入所待機者の減少、また、今あるストックを活用するという意味でイニシャルコストを下げながら、その需要に応じたフレキシブルな地域における対応が可能になってくるのではないかとということでございます。そういう取組を進めるに当たって、今、遊休資産、使われていないような空き家、空き店舗等の利活用にもつながっていくのではないかとということでございます。

2ページ目、展開のイメージでございます。広域型特別養護老人ホームの下に、現行でもサテライトとして地域密着型特別養護老人ホームがございますが、それよりもさらに細かい小規模サテライト型を展開すると。その設置主体は右側にありますように、社会福祉法人及び医療法人というのを加えることができないかというものでございます。

3ページ目でございますが、二つ目でございますとおり、あくまでこれからの話でございますので、御提案として、定員としては5名ぐらいを想定しております。また、要介護3以下の低い依存度の方を受け入れていくということを御提案させていただくものでございます。その中で、人員配置基準につきまして、追って御説明いたしますけれども、必要最低限の形で緩和できないか。設備基準につきましても、今住まわれているような家です

とか、店舗、そういった小規模なものに沿うような形で緩和することができないかということを考えているところでございます。土地及び建物につきましては、こういった取組が進めば、貸借みたいな形での流動化にもつながるのではないかと御提案をさせていただいております。

めくっていただきまして、4ページ目と5ページ目、非常に細かくて恐縮でございます。現行の人員の配置基準でございますが、左の縦の列が広域型の現行基準、真ん中の列が地域密着型の基準、一番右側に今回の大津市の御提案として、小規模サテライト型の基準ということで、それぞれ配置される人員につきまして、当方なりに御提案という形で考えさせていただいたものでございます。

施設長につきましては、広域、地域密着ともに常勤で1人ということでございますが、小規模につきましては、兼務という形で対応することができないかというものです。医師の配置につきましても、御提案としては、車で10分程度に位置するものでありましたら広域の方が担う、そのような配置で何とかできないかというものです。生活相談員につきましても、地域密着でも常勤換算1以上というものを本体施設の方が兼務できるような形。介護職員・看護職員等につきましても、地域密着型の基準を参考にしながら、看護の方につきましては、車で10分程度であれば兼務するような形の御提案をさせていただいております。栄養士以下につきましては、地域密着でも兼務可ということでございますので、それに準じた形といたしまして、宿直・夜勤につきましても、赤字で記載した御提案をさせていただいているものでございます。

5ページ目、設備の基準につきまして、文字が小さい中で色々と記載してございますけれども、入居者1人当たり10.65平米という従うべき基準はおおむね参考とさせていただきながら、例えば、静養室、浴室、医務室、調理室みたいなものは小規模の場合には設置をしなくてもよいように、そのような御提案をさせていただいているものでございます。

以上が地域密着型特養の提案でございます。

続きまして、6ページ目、先般の御提案のときでも自家用自動車の活用ということを御説明させていただきました。一番下に書いてございますとおり、一つのポイントとしては、外国人の観光客を対象とした自家有償運送、こういった同意を目指してタクシー事業者との協議を重ねていくということでございます。

めくっていただきまして、7ページ目の左下に課題の整理がございます。当然ながら、タクシー事業者との協議ですとか、実施主体というのを設立していく取組が必要と認識しているところでございます。

8ページ目は、交通不便地の方を対象とした自家用有償運送の導入というものを記載させていただいております。先ほど述べた外国人観光向け、また交通不便地向け、こういった方を対象に交通不便地の方も含めて自家用有償運送を何とか乗り合いのような形で展開できないかということでございます。養父市の事例も勉強させていただく中で、地域の事業者をいかに巻き込んでいくのかということが課題と認識しておりまして、大津市にお

きましても、地域交通の協議会というものがございます。市域に南北40キロと非常に広大なところで、事業者も複数いらっしゃるところでございますので、おおむね大津市のエリアを北と真ん中と東側というふうに三つのエリアに分けましたワーキンググループで事業者ごとに協議をしていくと、そういうワーキングを設置するということの合意を今進めているところでございまして、そういったところで具体的に議論を進めていくという段取りで進めているところでございます。

続きまして、10ページ目、自動運転に関してでございます。下のほうに記載しておりますとおり、平成29年度に国土交通省の調査の一つに選んでいただきまして、北部の中山間地においてフィービリティースタディーの調査をいただきまして、国土交通省との事業化に向けた協議を進めさせていただいているところですが、先般御説明した以降の新しい動きといたしまして、大津市の自動運転の取組に関しまして、京阪バスという事業者のほうから将来的な完全無人自動運転における実証実験を、これは大津市の中山間ではなくて街中でできないかというお話がございました。

そういった中で、11ページ目、文字が小さくて恐縮でございますけれども、平成30年度末に、いきなり無人ではなくて人が乗るレベル3での形になりますけれども、実際に車を動かす実証実験を取り組むということで進めているところでございます。

12ページ以降が、その他御報告的なところでございますが、今年の6月29日に京阪バスの鈴木社長と市長との間で自動運転の実用化に向けたプロジェクトを進めようという協定を締結させていただき、今年度はレベル3での実験を踏まえながら、京阪バスといたしましては、2020年実用化に向けた取組を一步一步進めていこうという協定を締結させていただき、現地の関係機関とも現在、協議を進めているところでございます。

13ページ目は、そのスケジュールでございますので、スキップをさせていただきます。

最後、今回の提案内容と直接的には被らないのですが、大津市が進めるシェアリングエコノミーの取組として、レンタサイクルの話も2月末にさせていただきましたが、その後、OF0社という会社と実際に大津市の街中中心部を含めてサイクルポートを66か所、400台で導入するという形でこのように事業化を進めさせていただきました。職員が汗をかいて色々と調整しましたが、行政としては支出はほとんどなし。そういった中で、市の施設の土地の一部を貸し出すとか、そういう形で提供した場所も結構多くございますけれども、こういった形でシェアリングエコノミーというのを民間の事業者と一緒に、また、地域の皆さんと一緒に進めさせていただいているということを簡単に御報告させていただきます。

説明は以上とさせていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問があると思いますので、よろしくお願いいたします。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 ありがとうございます。

小規模サテライトの御提案なのですけれども、もう地域密着までできているわけですから、それをさらに簡素化するということで、特に専任ではなくて、すぐそばに本来の施設があつて、サテライト型でやるという御提案で、今シャッター街の問題が多分大津市もあるのではないかと思います。そういうときに物を売るというのはなかなかスーパーなどと競争ができないので、保育所とかでサービスを売るという考え方は非常に適していると思います。ただ、特養というのはかなり高コストなので、例えば、デイケアみたいなものであれば今でもできるわけですか。だから、これをもっと、更に不足している特養で、しかもあまり手のかからない軽度の方を中心というお話だと思います。

それで、これは商店街とか空き家の利用という形なのですが、よく言われているのは、例えば、お風呂屋ですね。これは大体みんななかなか経営がうまく行かないでやめていく。あるいは、日本式の普通の旅館もビジネスホテルに追まわられて、これはほとんど手を加えなくてもそのまま特養になれるわけですね。大きなお風呂があつて、和室の部屋もありますし。だから、ピカピカの老人ホームを造るのではなくて、既存の似たようなものを造り替えていくという、要するにもうちちょっと広いものも含めて考えられたら非常にいいのではないかと思います。これと同時に商店街の地域活性化というか、そういう一環で考えると非常に面白いかなと思います。感想です。

それから、特養というのは全部自己所有でないといけないわけで、賃貸は初めてですね。

○菅原部長 健康保険部長の菅原と申します。地域密着型の特養は、賃貸が平成28年に認められました。広域型はダメなのですけれども、そういう形になっております。

○八代委員 なるほど。では、かなり外堀は埋められているわけなのですね。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 医療法人では特養は開設できませんが、介護老健施設や有料老人ホームは開設できますね。医療法人とか社会福祉法人等の法人格で設置可能な施設が限定されている点は、従来から課題になっていると理解しています。歴史的な観点や多くの観点でそう決められていることは承知していますが、シームレスな地域チーム医療を考える場合、不合理な面もあります。医療法人でなければいけないという合理的かつ客観的な理由は何かございますか。

○菅原部長 健康保険部長の菅原です。

3年を1期とした介護保険事業計画をされております。今年度4月から7期ということで、前回は6期ですけれども、医療法人が特別養護老人ホームをされる際に社福を取ること自体にかなりハードルがあるということを以前からお聞きしています。医療法人が経営しているものは老健施設でありますね。老健施設も大きくは公共、もしくは社会福祉法人、そして医療法人、医療法人は税金の関係があると思います。そんなことがありまして、色々と意見を聞いている中で、今回も7期に向けて募集をかけようとしていますけれども、そういったお問い合わせがあること。そこは問題がないのか。そして、今、介護医療院とい

うのができましたけれども、現在はないのですが、そういったところのサテライト、行き先という部分では、入所者の方の負担軽減にもなるのではないかとというところ。何よりも待機が大津の場合は今でも600人を超えております。今回、225名を予定しておりますけれども、まだまだ足りません。しかしながら、2040年を超えますと人は減ってくると思います。そのときに大きいものを建ててしまいますと、かなりそういったところで撤退が困難であったり、また、従来のものを建て替えるときのタイミングが出てきます。

こういうことを考えますと、今でもやっておられるのですけれども、空き家がいくつかありまして、老健施設を持っておられるところがそこを院内の保育施設に活用したり、また、市が委託しました地域包括支援センターとして受託いただいたとか、そのような事例がありますので、そういったところで実はこの4月にも他の特養施設の竣工の際に、施設長の皆さんがお出でするので、私は挨拶の中で、こういった構想を今考えていますというようにこともアピールさせていただいたところもありまして、総花的にいい話ですねと、こんな話を聞かせていただいたところでもあります。

以上です。

○阿曾沼委員 社会福祉法人は医療機関を開設できているのに、何で医療機関が特養をできないのだという単純な疑問はいつも付きまとっています。この点は医療法人制度改革そのものに直結するので結構大きな話になってしまいますが、何か強い地域的要請があれば今後議論を深めていきたいとも思います。

それから、確認ですが、小規模サテライトは基本的に広域型老人ホームのサテライトと地域密着型老人ホームのサテライトの両方の機能を兼ねたいということですね。また、車で10分間程度ということが一つ距離感として提示されていますが、この10分間の根拠は何ですか。特区では医療法人でもビルの階が変わっていても、ビルそのものが離れていても運用上問題がなければ一人の管理者での運営を可能としています。ビルを変えると施設長の管理とか、人員配置等の議論もあると思いますが、議論すべきだと思います。

もう一点、今までどこかの行政当局と事前にお話をされたことはございますでしょうか。

○菅原部長 10分の根拠ですが、今の特養の医師が通う距離であったりとか、大津市も市街地ばかりではありませんで、距離がありますから、そういったところで考えますと、10分というのが一つの目安になっているのは事実でして、地域包括ケアシステムではおおむね30分圏内と言っていますけれども、やはり通えるのは10分。そういったところと、具体的に先ほど申し上げました、一法人でそういった活動をされているところが、もう少し近いのですけれども、車で行けばそういうところでやるか、信号待ちしたりしますとそのぐらいが適当な距離だというような話をお聞きしています。

行政間の話ですが、当然並行してやるべきところではありますが、今厚生労働省等にも働き掛けというか、一回そういった話をさせていただこうと思っているところでして、現在はまだやっておりません。以上です。

○阿曾沼委員 地域包括型の医療推進の観点等で、地域医療連携推進法人の枠組みで出

来るのではないかと議論もあろうかと思います。その枠組みで可能なのか、不可能なのかの理論武装もきちんとされるといいのではないかと思います。

○八田座長 私のほうから、自家用自動車のシェアリングについて伺いたいのですが、先程のお話では、今ワーキンググループを持って事業者に相談してもらっているところだということですね。

○井村副市長 正確に申し上げますと、事業者のほうも非常にこの課題はナーバスな課題でもありまして、しっかりと意見交換をさせてほしいという動きもここ数か月ございます。正確に申し上げますと、具体的にどうするかという議論は、まさにこれからという段階でございます。

○八田座長 では、今のステージというのは分かりまして、地域密着特別養護老人ホームの提案のほうはやりたい事業者もいるし、かなり具体的な提案があるけれども、こちらのほうはまだ提案としての具体性はそんなにあるわけではないということですね。

○井村副市長 申し上げにくいのですが、熟度としては、今御指摘いただいたようなところかと思います。

○八田座長 その際に、何らかの工夫で、ある事業者はやりたいという事業者に対してやらせてあげるけれども、やらないという事業者に対して一種の補償を与えるということはある得ますか。要するに、参加する人は参加したらいいのだけれども、参加しない人に対して、参加しないけれどもやりたい人がやるのはそれなりにいいですよと言いたくなるような補償のスキームみたいなものがあると、やり方としては随分進みやすいのではないかと思います。

○井村副市長 地域の会社間、会社同士の温度差みたいなところは、よく聞するところ多少ございまして、そういった中で民民で調整される範囲かどうかというところは、なかなかこちらとしても把握し切れていないところではございます。タクシー会社も非常に複数ございますので、そういった中での足並みと言いましょか、そういったところが具体的な調整の中での課題になって来ようかと認識しております。

○八田座長 もうこれは全く、特にここでお話しすべきことではないかもしれないけれども、例えば、一斉に補助金を与えて、その代わりやったところからはそれなりの税金を頂くというようなことも、もし自治体の工夫でできるなら、随分動きやすいのではないかという気がします。

あと、自動運転についてはレベル3では問題なくやっているわけですね。

○井村副市長 今年度行う実験につきましては、レベル3、現行法でできる範囲ということで警察庁とも色々と御相談をさせていただいて、確認をさせていただいております。

○八田座長 レベル3でやる程度やれば、レベル4というのはどういう追加的なメリットがあるのでしょうか。実際は人がいなくてもいいのだけれども、今の法律規制のために人が乗る。実験だけはそれで済ませてしまうということで、性能が上がってくれば、その段階でレベル4ということもあり得ると思うのです。最初からレベル4で実験しなくてもいい

いのではないかと思いますが、それはどうなのでしょう。

○井村副市長 実際に走らせるのは事業者ですので、事業者の意向の中でやっていくことになっていくわけですが、やはりお話をさせていただくと一つ一つステップ・バイ・ステップでやっていこうというところございまして、今はレベル3での実現に向けてちょっと手いっぱいというところもございまして。ただ、将来的にはやはりドライバー不足、ドライバーが確保できない時代がすぐに来るという中で、先手を打っていこうという会社の判断で、メーカー側の実験だとかはございすけれども、バス会社としてやる実験は事業主体は初めてだということでございまして、そういった中でバス会社としての危機感の現れの中で、当然先を目指した取組を一つ一つやっていこうという段階でございまして。

○八田座長 分かりました。ほかにございすか。事務局からは何かありますか。

○蓮井参事官 特にございせんが、今御指摘があったような点、今後具体的にどうするのかというところは更なる検討が必要だと思いますので、そのあたりをまた整理していただくことになるかと思っております。

○八田座長 では、どうもお忙しいところをありがとうございました。